

# 新型コロナウイルス感染症防止基本方針

令和2年10月1日 志布志市立香月小学校

## I 基本的な考え方

感染症の集団感染を防止し、児童の命と健康を守るために、長期的な視野に立った感染症予防対策を明らかにし、児童・教職員・保護者・地域住民の連携のもとに感染症予防対策を徹底する。

また、感染が疑われる場合、適切に行動できるよう知識・理解を深めさせる。

## II 児童の健康管理

日常の健康観察を入念に行うとともに、感染の拡大が疑われる時期においては、特に、次のことについて留意し、慎重な行動に心がける。

### 1 家庭における健康管理の徹底

- (1) 毎朝の確実な検温及び体温チェック票の記入を継続する。
- (2) 発熱や体調に異常のある状態で登校させない。
- (3) 免疫力を高めるために十分な睡眠と栄養をとり適度な運動に心がける。

### 2 基本的な生活習慣の持続

- (1) クラスタ発生のリスクのある「密閉」「密集」「密接」の『3密』を回避するよう工夫する。
- (2) 不要不急の外出をしない。

### 3 飛沫感染の防止

- (1) 咳エチケットを徹底する（マスクの着用）。
- (2) 換気を徹底する。

### 4 接触感染の防止

- (1) 手洗い・うがい・手指消毒を徹底する。
- (2) 顔（目・鼻・口）を触らない。

### 5 持ち込み、持ち出しの防止

- (1) 県外への行き来を避ける。
- (2) やむを得ず県外へ出かけた場合、2週間は自宅で待機する。

## III 「新しい行動様式」を踏まえた行動基準（2020.9.4 文部科学省）

令和2年5月22日に文部科学省が発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが～学校の新しい生活様式～」が、令和2年9月3日時点での知見に基づき改訂された。これらを参考に以後の学校における児童の行動について考察し、安全に配慮しながら教育の目的を達成できるように努める。

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	自由意思の活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間の活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">収束局面</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">↓</div> <div style="text-align: center;">感染リスクの低い活動から徐々に行う</div> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-left: 5px;">拡大局面</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">↑</div> <div style="text-align: center;">感染リスクの高い活動を停止</div> </div> </div>	感染リスクの低い活動から徐々に実施し教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

#### IV 学校生活

普段から学校の環境衛生に十分配慮し、児童が安全で楽しい学校生活を送ることができるよう配慮するが、特に感染症の拡大が疑われる時期においては、特に次のことについての取組を強化する。

##### 1 安全な教室環境の保持

- (1) 朝の体温チェックを確認する。各学級に体温計を常備し必要に応じ活用する。
- (2) 原則として窓や出入り口を開けて常時換気する。
- (3) 児童間のスペースを可能な限り確保する。
- (4) 全ての教室に消毒液を常備し、手指消毒の習慣化を図る。
- (5) 児童の下校後、火元責任者等において、児童がよく使う場所等の消毒を行う。

##### 2 授業等

- (1) 児童の机の間隔を可能な限り確保する。
- (2) 学習形態を工夫し、児童の接近状態をできるだけ避ける。
- (3) 児童同士の物の貸し借りをさせない。
- (4) 音楽の歌唱指導、家庭科の調理実習など、感染のリスクを伴うと考えられる指導内容については、行動基準により感染症予防対策を十分行い実施する。
- (5) 臨時休業等により授業時数が失われた場合は、学校行事の再度の精選、予備時数の再度の調整、土曜授業の内容変更等により、可能な限り授業時数の確保に努める。

##### 3 学校給食

- (1) 当番児童の健康状態（発熱、下痢、腹痛、嘔吐等）や衛生的な服装や手洗い等に留意し、適切でない場合は、当番を交代させる場合もある。
- (2) 給食前の手洗いや手指消毒を入念に行う。
- (3) 給食を食べる際には、グループを作らず、必要以外の会話を控えるよう指導する。

#### V 集団での行事・活動等

##### 1 集会活動

全校で集まる集会活動等は、行動基準により感染症予防対策を十分に行い実施する。

##### 2 学校行事

入学式、卒業式、集団宿泊学習、修学旅行、運動会等は、行動基準により感染症予防対策を十分行っただうえで実施する。

#### VI 感染が疑われる場合の対応

体調に異常のある場合は医療機関を受診し、適切な治療を行い、健康状態を回復できるよう努める。感染症が流行する時期には、特別な医療機関の受け入れ態勢を整える必要があることから、次のことに留意する。

##### 1 発熱している状態が確認された場合

- (1) かかりつけの医療機関に電話して症状を説明し、医師の指示にしたがう。
- (2) 医療機関を受診した後は、診断結果について学校に報告する。

##### 2 感染が確認された場合

- (1) 学校に報告する。
- (2) 学校は、市教育委員会へ報告するとともに、他の児童や教職員の健康状況を把握する。
- (3) 学校は、市教育委員会、家庭との連携により、感染症拡大防止対策を講じる。
- (4) 学校は、市教育委員会、学校医との連携により、必要に応じ臨時休業を実施する。

#### VII その他

- 1 感染症対策に必要な消耗品（マスク・消毒液等）の確保を行う。
- 2 感染症対策に必要な情報の発信を積極的に行う。